

# 建築士事務所の開設者の方へお願い

建築士法第23条の6の規定により、建築士事務所の開設者は、毎事業年度ごとに設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3ヶ月以内に建築士事務所所在地を管轄する建設事務所長に提出することとされています。

この報告書は、平成19年6月20日の建築基準法施行と同時に建築士法が改正施行されたものです。

6月20日以降に最初に開始される事業年度が終了した時から、3ヶ月以内に最初の報告が必要となり、以降は**毎年度報告が必要**となります。

詳細につきましては、事務所所在地を管轄する建設事務所（整備・）建築課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

## 【業務報告書の報告時期】

1. 6月決算の場合：H19年7月～H20年6月が対象	→	H20年9月末までにH19年度分を提出、以降毎年同様
2. 12月決算の場合：H20年1月～H20年12月が対象 ※個人登録の事務所の場合は、所得税法36条により12月が決算月となります。	→	H21年3月末までにH20年度分を提出、以降毎年同様
3. 3月決算の場合：H20年4月～H21年3月が対象	→	H21年6月末までにH20年度分を提出、以降毎年同様

## 【業務報告書の記載方法について】

### ① 報告書第二面（建築士事務所の業務の実績）

建築士の独占業務である設計・工事監理及びその補助業務について、事業年度内に行ったものを全て記載してください。（但し、継続中のものは、期間欄に『H20.10.1～継続中』のように記載してください。）

その他の業務（設計・工事監理及びその補助業務以外の業務）についての記載は、任意です。

業務を全く行わなかった場合は、『該当なし』と記載してください。

※ 建築士事務所で閲覧対象となっている書類については、設計等の契約を依頼しようとする建築主に対し、詳細に内容が把握できるよう、設計・工事監理に限らず、全ての業務の実績を記載する必要があります。

### ② 報告書第三面（所属建築士名簿）

管理建築士を含め所属している建築士全員を記載してください。（当該年度に退職された方については、○年○月退職等と記載してください）

ただし、所属建築士については、資格を持っていても、経営などに専念し、設計・工事監理等の業務を全く行わない場合は、記載しないでください。

※ 所属建築士の変更があったときは3ヶ月以内に指定事務所登録機関である（一社）長野県建築士事務所協会へ届出をお願いします。（建築士法第23条の5第2項）

### ③ 報告書第四面（所属建築士の業務の実績）

第二面に記載した業務を所属建築士毎に設計・工事監理及びその補助業務、その他業務に区分して記載してください。該当がない場合は、建築士毎に『該当なし』と記載してください。

長野県 建設部 建築住宅課 指導審査係

TEL：026-235-7335 Eメール：kenchiku@pref.nagano.lg.jp

建築士法第23条の6の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

.....建設事務所長 殿

令和 年 月 日

一級

二級 建築士事務所 長野県知事登録( ) 第 号

木造

事務所名称 .....

所在地 .....

電話 .....

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

《法人開設》

法人名 .....

代表者氏名 .....

《個人開設》

開設者名 .....

報告事業年度 令和.....年度分

始期～終期 令和.....年.....月.....日～令和.....年.....月.....日

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

〔提出先〕 事務所所在地を管轄する建設事務所建築担当課



所属建築士名簿

氏名	一級建築士、 二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあっては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日

計.....名	一級建築士.....名
	二級建築士.....名
	木造建築士.....名
	構造設計一級建築士.....名
	設備設計一級建築士.....名



